

令和6年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和6年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について	4
	監査報告第6号 定期監査の結果報告について	4
○日程 5	第15号議案 監査委員の選任について	5
○日程 6	第16号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	5
○日程 7	第17号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について	9
○閉会	14

乙訓環境衛生組合議会令和6年第4回定例会

議事日程第4号

令和6年12月23日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	天野俊宏 議員	杉谷伸夫 議員
	山田千枝子 議員	
長岡京市	上村真造 議員	富田達也 議員
	川口良江 議員	
大山崎町	小畑孝信 議員	井上治夫 議員
	波多野庇砂 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 小林 範之 総括主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
北村 光子	会計 管理 者
古賀 一徳	総務 課 長
服部 潤	施設 業務 課 長
藪下 郁夫	政策 推進 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について

監査報告第6号 定期監査の結果報告について

日程 5 第15号議案 監査委員の選任について

日程 6 第16号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について

日程 7 第17号議案 令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）について

○会議録署名議員

長岡京市 川口良江 議員

大山崎町 小畑孝信 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○上村真造議長 皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですが、お揃いですので、会議を始めたいと思います。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和6年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、今回、大山崎町議会の役員改選によりまして、本組合議会議員に交替がございましたので、この際、ご紹介をさせていただきます。

11月1日付けで、本組合議会議員となられました小畑孝信議員です。

○小畑孝信議員 よろしくお願ひします。

○上村真造議長 同じく、井上治夫議員です。

○井上治夫議員 井上です。よろしくお願ひします。

○上村真造議長 同じく、波多野庇砂議員です。

○波多野庇砂議員 波多野庇砂でございます。よろしくお願ひします。10年ほど前ですが、一遍お世話になっております。

○上村真造議長 皆様、よろしくお願ひいたします。

_____ ○ _____

○上村真造議長 それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、川口良江議員と、小畑孝信議員を指名いたします。

_____ ○ _____

○上村真造議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○上村真造議長 ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○上村真造議長 日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆様、おはようございます。

本日は、乙訓環境衛生組合議会令和6年度第4回の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集賜りましてありがとうございます。

初めに、今、議長からもご紹介ありましたとおり、去る11月1日の大山崎町議会の役員改選によりまして、同日付けで、小畑孝信議員、井上治夫議員、波多野庇砂議員の各議員が選出されました。お迎えをいたしました議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、第26回リサイクルフェアの開催結果等についてであります。リサイクル推進事業の一環といたしまして、毎年、10月に開催し、今年で第26回目となりましたリサイクルフェアは、10月1日から10月25日までの期間、本組合ホームページ内でのリサイクルフェア特設ページによるオンラインで開催いたしまして、開催期間中、延べ約6,300件のアクセスをいただきました。

リサイクルフェアでは、再生自転車46台、再生家具65点をそれぞれ販売したほか、オンライン上で施設見学ができる「バーチャル施設見学」や、各施設を紹介いたしました「映像資料館」等のコーナー等を制作し、ごみの減量とリサイクルの推進、そして地球温暖化防止対策など、環境問題に関する地域住民の皆さんの意識啓発に取り組ませていただきました。

その他の啓発事業といたしまして、11月24日に開催されました「第16回長岡京市環境フェア」へ組合ブースを出展し、サンドブラスト教室の無料体験や「ボトルt o ボトルリサイクル事業」の啓発等を行いました。

また、令和7年2月1日に、京都パルスプラザでの開催が予定されております「京都環境フェスティバル」へも出展する予定としておりまして、引き続きごみ減量、リサイクルや地球温暖化防止など、環境問題に対する啓発活動に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、長黒埋立地用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸付けについてであります。令和6年11月30日を期限として、社会福祉法人乙訓福祉会へ貸付けをいたしておりました長黒埋立地用地の一部につきましては、京都府乙訓市町会より貸付期間

の延長について要請を受けましたことから、同法人が策定されております移転計画に基づきまして、令和7年度中の移転を厳守することを前提として、貸付期間を1年間延長することとして、令和6年12月1日付けで、社会福祉法人乙訓福祉会、京都府乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の3者により土地使用貸借契約を締結いたしました。

なお、貸付期間中は、当該法人の移転計画の進捗状況につきましても、その都度、報告を受けることといたしました。

次に、し尿処理施設整備事業についてであります。現在、2カ年継続事業で取り組んでおります「し尿処理施設整備事業」におきまして、次期し尿処理施設の整備内容について検討を重ねてまいりましたが、「PFI等導入可能性調査」で「汚泥再生処理センター」の受注実績があるプラントメーカーへの参考見積の徴収等を行ったところ、各社とも本組合が計画しております、1日4キロリットルの処理能力の「汚泥再生処理センター」の整備に対する受注意欲はないとの意思が示されました。

今後の整備方針につきましては、「し尿処理施設整備検討委員会」において引き続き検討がされておりますが、PFI等導入可能性調査の結果から、一般廃棄物処理施設整備基本構想に掲げる「汚泥再生処理センター」の整備方針を見直して、現在の「希釈投入方式」の継続又は「外部処理委託」で検討を進める方針とされました。

以上のことから、新たな選択肢として、「外部処理委託」による処理についても、周辺自治体の状況や受入可能性について調査・検討を進め、「し尿処理施設整備計画」の策定に取り組んでまいります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。

○上村真造議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程4、監査報告第5号「例月出納検査の結果報告について」及び監査報告第6号「定期監査の結果報告について」であります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。

それでは、最初に、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。

検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年10月28日に定期監査を実施いたしました。

監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管にかかる財務等に関する事務事業の執行につきましては、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○上村真造議長 以上で、例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○上村真造議長 日程5、第15号議案「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小畑孝信議員の退席を求めます。

(小畑議員退席)

○上村真造議長 提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程5、第15号議案「監査委員の選任について」、その提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、本組合の監査委員のうち、議員の中から選任されている監査委員に、これまでは、大山崎町の山中一成議員が選任されておりましたが、去る11月1日の大山崎町議会役員改選により本組合議会議員が交替となりましたことから、現在、監査委員が欠員となっているところであります。

このことから、新たに議員の中から選任する監査委員として、小畑孝信氏を適任と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び乙訓環境衛生組合規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

小畑孝信氏の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。地方自治に精通され、地方財政にも深い識見を持っておられる方でございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上村真造議長 本件の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○上村真造議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

第15号議案について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第15号議案「監査委員の選任について」は、原案どおり同意されました。

(小畑議員着席)

○

○上村真造議長 日程6、第16号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一

部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程6、第16号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、その提案理由のご説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月8日に人事院から、国会及び内閣に対し、勧告が出されたところであり、その内容は、民間給与との較差の程度を踏まえ、月例給を引き上げるもの等でありました。

これを受け、政府は、去る11月29日に人事院勧告どおり実施することで閣議決定され、給与関連法が12月17日に可決・成立したところであります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法に規定される均衡の原則に則り、国や関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条では、12月期の期末・勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、令和6年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を年間4.5月分から4.6月分に0.1月分引き上げるものであります。

また、再任用職員の期末勤勉手当の支給割合についても、国と同様に年間0.05月分の引上げを行うものであります。

次に、給料月額について、若年層に重点を置き、別表のとおり、平均改定率2.48%の引き上げ改定を行うものであります。

次に、第2条では、令和7年度以降の期末勤勉手当について、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率については変更はございません。

次に、本条例の施行期日ではありますが、第1条につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することといたしております。

また、第2条につきましては、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

○上村真造議長 ただいま提案理由の説明がりましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 おはようございます。念のため確認させていただきます。

これは、給料表は二市一町、一緒なんですかね。向日市と長岡京市とは一緒だったと思うんですけども。それと、高卒初任給と大卒初任給は、どこに該当するのか、ちょっと念のために教えてください。

- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 給料表ですけれども、各市町ごとによって、給料表は多少異なっている部分がございます。もちろん全てが同じではございません。
- 初任給ですけれども、高卒初任給が改正後でいきますと1級の9号給でございます。
- 大卒初任給は1級の25号給でございます。
- 上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。
- 杉谷伸夫議員 はい、ほんなら、高卒初任給が1級の9号給ということは、現行17万900円が19万4,500円になると。大卒初任給が、現行19万6,200円が、22万円になるということ。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 はい、そのとおりでございます。
- 上村真造議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 これは人事院の人事院勧告のホームページからで見ると、そこに書いてあるのは、ちょっとそれ見ただけなんですけど、高卒が18万8,000円になると。で、大卒が23万円になると。人事院勧告はね、大分違うように思うんですけれども。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 うちの初任給は、国の、こちらの初任給とは、うちが定めている号給が多少異なっておりますので、同額にはなっておりません。
- 上村真造議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 ああそうですか。ということは、高卒でいうと、国の人事院勧告と比べたら、大分高いけども、大卒は逆に大分低いということなんですね。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 現状では、結果そういうような形にはなっております。
- 上村真造議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 すみません、私、あんまり意識したことなかったんで、従来からそんな感じなんですか。乙環のこういう初任給というのは、従来から国の人勧と比べたら、高卒は高めで大卒が低めなんですかね。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 初任給の基本的な9号給の定めているところについては、特段その大きな考え方の変更というのはしておりませんので、従前と同様の位置につくようにはしております。
- 上村真造議長 杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 ああそうですか。いいです、じゃあ向日市のほう、うちはあまり意識してなかったんで、どうなんかよく分かってないんですけど。
- 上村真造議長 よろしいですか。
- 杉谷伸夫議員 はい。

- 井上治夫議員 それに関連して。
- 上村真造議長 井上議員。
- 井上治夫議員 この給料表自体は、国の給料表を使っているという理解でいいですね。確認だけ。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 国に準拠した給料表を適用しております。
- 井上治夫議員 はい、分かりました。
- 上村真造議長 よろしいですか。他、はい、川口議員。
- 川口良江議員 今のところなんですけれども、現行前は、現行前と現行後だったら、高卒と大卒の幅が、給与の幅が狭くなっているんですね。なので、そのあたり、大卒を23万円を22万円、まあ大体基準だったら23万円ということだったんですけれども、その22万円にしようみたいなことを決められた何かこう、ちょっと要因とかあったんですかね。今までの幅よりも狭くなっていますよね。その理由とかがあってというのが、もしあれば、教えてください。
- 上村真造議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 本給の定めについては、国より関係市町、それから他の二組合との状況も踏まえながら設定をしておりますので、特段その組合独自の考え方のみをもって設定しているものではございませんので、具体的にその組合として独自の考え方に基いてこのように設定しているものはございません。
- 上村真造議長 川口議員、よろしいですか。
- 川口良江議員 はい、分かりました。
- 杉谷伸夫議員 すみません。
- 上村真造議長 はい、杉谷議員。
- 杉谷伸夫議員 ちょっと訂正いたします。私、先ほど大卒の初任給が国の基準の方が大分高いと言いましたけど、一般職、総合職のほうを見ていまして。一般職だと大卒22万円になっているので、国と同じですね。ただ、高卒一般職のほうについては、国の出している数字よりも、幾分高めということで、ちょっと訂正いたします。失礼いたしました。
- 上村真造議長 よろしいですか。
- 杉谷伸夫議員 はい。
- 上村真造議長 他ございますか。
- 井上治夫議員 もう一回確認で。
- 上村真造議長 井上議員。
- 井上治夫議員 国の給与のあれは変わったけども、高卒を9号給にしているとか、大卒を25号給にしているというのは変わっていないという理解でいいですか。
- 上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 初任給の位置づけ自体は、今回は改正しておりません。

○井上治夫議員 はい、分かりました。

○上村真造議長 他ございますか。

山田議員。

○山田千枝子議員 職員採用をね、されているというふうに思うんですけども、今、正職さん何人と、会計年度任用職員さん何人という、ちょっとその辺、もう一度教えていただきたいと思います。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 10月1日現在で、一般職28名でございます。そのうち、再任用が2名でございます。会計年度の任用はございません。

○上村真造議長 山田議員よろしいですか。

○山田千枝子議員 それ以外に働いておられる方、再任用と正職とそれ以外に、働いておられる方、何人かいらっしゃるでしょうか。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 その他の任用はございません。

○上村真造議長 山田議員よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい、いいです。

○上村真造議長 他ございますか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第16号議案について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第16号議案「乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案どおり可決されました。

————— ○ —————

○上村真造議長 日程7、第17号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程7、第17号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について」のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ353万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億2,409万8,000円とするものがあります。

それでは、補正予算書3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、5ページの歳入から順次ご説明を申し上げます。

まず、歳入では、款5繰入金、項1基金繰入金におきまして、今回の補正による歳出予算の減額に伴い、財政調整基金繰入金のうち、353万9,000円を減額補正するものであります。

次に、6ページからの歳出では、まず、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、先ほど、議決を賜りました給与条例の改正による増額分、また、人事異動や育児部分休業の取得等による減額分をあわせまして、人件費で32万3,000円を増額するものであります。

次に、目5基金費、財政調整基金積立金におきましては、1,986万円を増額するものであります。

なお、今回の補正後での財政調整基金の令和6年度末現在高見込額は、7,289万8,000円となる見込みであります。

次に、款3衛生費、項1清掃費、目1清掃総務費では、総務費の人件費と同様に、給与条例の改正のほか、人事異動、育児休業の取得や退職等によりまして、職員人件費で942万8,000円を減額するものであります。

次に、各施設の電力購入量の減等により、目2ごみ処理費で1,020万2,000円、目3し尿処理費で、58万9,000円、目4埋立地管理費で65万9,000円、目5リサイクルプラザ費で50万円を、それぞれ光熱水費で減額するものであります。

最後に、目6ストックヤード管理費では、電力購入量の減による光熱水費の減額及び契約差金による備品購入費の減額により、これらを合わせまして、234万4,000円を減額するものであります。

以上、令和6年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

川口議員。

○川口良江議員 6ページなんですけれども、職員人件費の衛生費のところの職員人件費、すみません、6ページの育児休暇のお話が出たと思うんです。その他、職員さんの何か退職とか、そういったところで、もう少し詳しいところをお伺いできればと思いますけれども、お願いします。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 衛生費の職員人件費で、942万8,000円減額となっております。

すが、減額の理由といたしましては、育児休業の取得、その他、退職者があったことによるものでございます。

○上村真造議長 川口議員。

○川口良江議員 退職者が何名なのかと、あとその退職の理由が分かる範囲で大丈夫ですので、もしよかったら教えてください。

○上村真造議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 退職者の関係ですけれども、令和6年度末で1名退職をいたしております。もう1名は、令和6年、今年度の9月末付けで退職いたしております。

○上村真造議長 古賀総務課長、5年度末やね。

○古賀一徳総務課長 ごめんなさい。すみません、令和5年度末、失礼しました。6年3月に退職がございまして。退職理由については、両者とも自己都合でございまして。

○上村真造議長 川口議員、よろしいですか。

○川口良江議員 3月の方も、自己都合ということになりますか。はい、分かりました。以上です。

○上村真造議長 他にございましてか。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 それでは質疑も尽きたようですので質疑を終わり、討論に入ります。まず反対討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」という者あり)

○上村真造議長 討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第17号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○上村真造議長 全員賛成。よって、第17号議案「令和6年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)について」は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

————— ○ —————

この際でありますので、何か他にございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今年度から始まっている処理施設の事業計画のことですけれど、し尿処理施設についてね、現在、希釈投入方式から、今ちょっとお聞きしたら、参考見積りしたけども、受注するところがないので、現行どおり希釈投入をするか、外部委託をするかとお聞きしたんですけれども、計画にその外部委託というのも入ってたんですかね。あんまりちょっと認識がなかったんですけれど。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 簡単に、この外部処理委託の検討になった経過のほうをご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

昨年令和5年11月に循環型社会形成推進地域計画を策定しまして、交付金を活用して汚泥再生処理センターの整備を進めることで、令和6年度検討を始めました。

令和6年の8月から9月にプラントメーカーへの意向調査を、汚泥再生処理センターと、それから現在の下水道希釈投入方式での比較ができるように実施をいたしました。その結果、この基本構想で示しておりました建設費約3億2,000万の3倍以上の費用が必要なことが確認されまして、し尿処理施設整備検討委員会の中で、施設の整備だけでなく、外部の処理委託についても、検討するべきではないかという意見がございましたので、その時点で、汚泥再生処理センター、下水道希釈投入施設、それから外部処理委託の3つの選択肢について、検討することになりました。

外部処理委託の可能性調査を実施いたしましたところ、本組合から、走行距離50キロ圏内に、現在の処理実績量を受入れできる余力のある公共施設が3つあることが分かりました。

さらに、プラントメーカーへの意向調査に一度は協力のありました業者からも、汚泥再生処理センターの規模が4キロリットル／日であり、スケールメリットがなく、優先順位が低いとの理由から、受注意欲がないということが確認されました。

こうした状況を踏まえまして、令和6年11月14日に開催いたしました第3回し尿処理施設整備検討委員会におきまして、交付金を活用した汚泥再生センターの整備を見直し、今後は、交付金を活用しない下水道希釈投入施設または外部処理委託で、検討を進めていくことになった次第でございます。

したがいまして、議員ご質問の、当初、外部処理委託については、当初はございませんでした。今の経過によりまして、今後は、下水道希釈投入方式と外部処理委託、この2つで検討を進めてまいります。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。

ちょっと2つ質問なんですけど、その当初想定していた3.2億円の3倍以上というのは、その汚泥処理施設をつくった場合ということですか。というのと、それから、もし、外部処理委託すると、し尿処理施設の建設はスペース要らなくなるんですかね。ちょっとその辺のところを。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 スペースの話につきましては、仮の話ですけれども、その外部処理、今現在は外部処理委託と、下水道希釈投入方式の2つで検討していきますので、明確なことはお答えはできませんけれども、仮に、仮定の話とさせていただいて、外部処理委託になった場合には、ここで整備する必要はないということになります。

それから、汚泥再生処理センター、金額の3倍以上というお話がございましたけれど

も、おっしゃるとおり、汚泥再生処理センターを整備した場合の費用が約10億円という、一番、最も安価なプラントメーカーの見積もりで、そのような金額で、3倍以上というふうにお答えさせていただきました。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 あんまり大きな変更になる可能性があるということで、ちょっとびっくりしたんですけど、もしも、そのし尿処理施設がなくなったら、配置の見直しとかは要らないんですかね。私、あんまり頭の中に入っていないんですけども、でも結構なスペースとってましたよね。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 詳細については、また検討はする必要はあるかと思えますけれども、今現在、この処理施設の中に、大きな問題と申しますか、敷地境界線というのが、基本構想の中に出ております。この敷地境界線が、本組合の場合、その北側と南側の真ん中にちょうど河川がありまして、この河川の上には、建設物を建てるということが基本的にはできないというところがございます。そういう制約がありまして、その中で、処理を継続しながら、建物を更新していくということを考えておりますので、そういった条件を踏まえますと、現在の建設計画というのを、大きく変えることはできないというふうに考えております。

○杉谷伸夫議員 最後に。

○上村真造議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。

この検討って、大体いつ頃をめどに結論を出されるご予定か、もし、分かるのであれば。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 基本構想で、掲げております施設の配置計画ですけれども、まずは、し尿処理施設は、この今の中に造るということで、今、予定をしておりました。

今後、外部委託になった場合には、その施設整備が必要ではないという形になりますので、そうした場合は、今、要は北側に焼却炉を建てて、今、し尿があるところですね。あそこに焼却炉を建てて、焼却炉が完成した後、焼却、古い方を壊して、リサイクルプラザ、資源化施設を同じ場所に建てる。で、リサイクルプラザは最後に壊すという、今予定になっておりますので、あと、そのいつ頃ということですけども、あくまでもこのこの狭い施設の中で、施設配置をしていくという形になりますので、適時、必要に応じて見直しをしていくという形で進めさせていただきたいと思っております。

○上村真造議長 杉谷議員、よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 はい。

○上村真造議長 他ございますか。

川口議員。

○川口良江議員 1点だけ教えてください。今のところで、3億2,000万円が、約3倍ほど上がるというのは、資材高騰だったりとか、人件費の高騰とかってということが要因になっているんでしょうか。

○上村真造議長 藪下政策推進課長。

○藪下郁夫政策推進課長 はい、そのとおりでございます。

○川口良江議員 ありがとうございます。

○上村真造議長 他ございますか。

山田議員。

○山田千枝子議員 管理者の報告の中で、今、乙訓の福祉会の貸している契約が、1年延長されたということですがけれども、移転計画の、そういう進捗状況を、この聞いていくということも言っていたんですけども、その1年間ぐらいでの見通しが立つということ、何かそういうふうになっているのかどうか、そこら辺も少しお聞きしたいと思っております。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、法人の方から聞いている予定ですがけれども、来年の春に引っ越しをします。で、来年の春以降で、今の旧施設の解体をして、11月には返す予定というところでございます。

○山田千枝子議員 ああそうですか。分かりました。

○上村真造議長 山田議員、よろしいですか。

○山田千枝子議員 はい、いいです。

○上村真造議長 他にございませんか。

○

○上村真造議長 ないようですので、これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和6年第4回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

閉会 午前10時39分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 上村真造

乙訓環境衛生組合議会議員 川口良江

乙訓環境衛生組合議会議員 小畑孝信